

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

1. 障害者関係予算について

日本の障害者関係の公的支出はOECD諸国の中でも極めて低い水準(対GDP比で32か国中18位、OECD諸国平均の1/2の水準、2007年調査)にあります。2010年6月の参議院選挙の際の前回アンケートでは、下記の設問に対して各党から様々なご回答をいただきました。改めてお尋ねします。下記の設問に対する貴党のご見解をお聞かせください。以下、選択肢の数字(①～④)にマルをつけてご回答ください。記述を求めている部分は200字以内での記述をお願いいたします。

Q1-1 障害者関係予算の引き上げ

障害者関係公的支出の対GDP比を  
 ① 早急に上位10位以内に引き上げるべきである。  
 ② 早急に中間グループにまで高めるべきである。  
 ③ ほぼ現状でよい。  
 ④ 何ともいえない。

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
①早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	逐次回答なし。設問1～7に対する回答を設問1の最後に掲載しました。	②早急に中間グループにまで高めるべきである。	①早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	①早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	①早急に上位10位以内に引き上げるべきである。	④何ともいえない。	①早急に上位10位以内に引き上げるべきである。
厳しい財政状況の中、財源に限りがありますが、障害当事者の方々のご要望に応えられるよう、今後とも努力します。							

Q1-2 引き上げに向けた貴党の取り組み

前回(2010年6月)のご回答で、「1.早急に上位10位以内に引き上げるべきである。」あるいは「2.早急に中間グループにまで高めるべきである。」とご回答いただいた政党にお尋ねします。  
 前回のご回答をいただいた以降、障害者予算の引き上げに向けて、具体的に活動された事項(エビデンス)があればお書きください。  
 なお、その他の選択肢をご回答いただいた政党、あるいは今回初めてご回答いただく政党でも、前回(2010年7月)の参議院選挙以降この政策にかかわるエビデンスがあればお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
民主党政権では、障害者に関する政策に積極的に取り組み、障害福祉サービス予算額の自然増分の確保などにより、予算額をかなり増やしてきました。障害者施策関係予算＝平成22年度1,296,561百万円、平成23年度1,356,542百万円、平成24年度1,471,286百万円、平成25年度概算要求1,588,670百万円	記入なし	皆さまのご支援を頂き、障害者自立支援法を改正し、利用者負担を原則1割から原則応能負担に変更できましたほか、発達障がい者自立支援法の対象として明記し、グループホーム等の障がい者に対する家賃助成や、視覚障がい者の移動支援サービスも新設しました。同法の改正も踏まえ、本年度の障がい福祉関係予算は総額約1兆3000億円まで拡大されており、障害者自立支援対策臨時特別基金も積み増し延長しました。	今年2月「消費税大増税ストップ！社会保険充実、財政危機打開の提言」を発表しました。消費税大増税に反対し、それにかわる財源を示す抜本的な提案です。①能力に応じた負担の原則に立った税・財政の改革、②国民の所得を増やす経済の民主的改革を同時にすすめ、社会保障の充実と財政危機の打開をはかることを提案しました。いま、全国で訴えています。	障がい者関係予算は、直接障がい者施策に関わるものだけではなく、交通基本法の制定なども通して、ユニバーサルデザインな社会づくり全般にも関わることであり、総合的な意味でOECD諸国並みの予算をかけることは当然のことである。そのため、障害者自立支援法の看板の掛け替えに過ぎない障害者総合支援法に反対し、自立支援法違憲訴訟の基本合意に沿った内容にするよう厚生労働委員会で質疑をした。	衆参の厚生労働委員会において社民党の委員が大臣へ要望している。各省庁から予算に関する説明を受ける際も引き上げの要望をしている。	記入なし	厚労省との勉強会で、障害者総合福祉法に「骨格提言」が殆んど反映されていないことの不当性を指摘した。

Q1-3 障害者関係予算の目標

Q1-2のご回答を踏まえ、次の衆議院選挙までに実現すべき障害者関係予算に関する政策をお書きください(可能であれば具体的な数値目標をご提示ください)。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
良質な障害福祉サービスの確保、地域生活支援事業の拡充、精神障害者や発達障害者等への支援施策の推進、就労支援、障害児支援、障害者虐待防止に関する施策、障害者施設等からの公共調達の促進等を着実にすすめるよう予算を確保します。	記入なし	障がい者の所得保障をより充実させるべく障害年金の支給要件緩和に取り組みます。また、障がい者が地域で安心して暮らせるよう、高齢化の対応を含めた福祉基盤の整備を図るとともに、ハード・ソフト両面にわたるバリアフリーの推進に取り組みます。	「提言」では、不要不急の大型公共事業の支出にメスを入れれば1兆円程度の財源が生まれ、憲法違反の政党助成金をやめれば320億円、5億円を超える資産に対して1～3%の累進課税をおこなう「富裕税」では5000億円～7000億円など、具体的な数字も示す提案になっています。障害者の権利を保障する立場から、すみやかな増額にとりくみます。	歳入庁の設置や公平な社会保険料徴収により社会保障の充実をさせ、障害者自立支援法違憲訴訟の基本合意に沿った障がい者施策を目指すだけの予算獲得を目標とする。	所得の低い障害者への障害福祉サービスなどの無料化は、世帯単位ではなく個人単位と対象を拡大する。難病者への谷間のない支援。移動支援や手話通訳・コミュニケーション支援事業など、地域生活支援事業への国の支援を強化する。自立支援医療の自己負担の軽減。就労支援、作業所の整備拡充、障害者住宅の増設など、これらについて予算の増額を図る。	記入なし	施設入所が出来ない多数の障害者が家庭内待機となっている現状を、早期に解消することが先決であると考えております。

◆設問1～7に対する自由民主党からの回答

自由民主党では、Jファイル2012総合政策集にて、次の通り障害者政策について明記しております。今後、個別の政策を含めて、関係の皆様のご意見を伺いながら、共に検討を進めて参りたいと思います。  
 Jファイル2012総合政策集 161 障害者の方への施策の推進  
 障害者自立支援法については、応益負担から応能負担に改めるとともに、知的障害、発達障害、精神障害のある人に対して、自民党が障害程度区分から障害支援区分に修正した上で、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いがわかるような形に法改正を行いました。  
 今後は、障害者総合支援法を着実に推進し、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。また、障害者に対する福祉的な給付を着実に実行するとともに、自民党が主導した障害者優先調達促進法(ハート購入法)を着実に実施する等雇用の促進に努めます。  
 また、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、精神保健医療福祉施策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用を更に進めます。  
 さらに、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現するため、幅広い国民の共感と理解を得ながら、「障害者虐待防止法」を着実に実施するとともに、障害のある人の自立と社会参加のための施策を着実に推進します。

**2. 障害者総合支援法について**

今年6月に成立した障害者総合支援法は、自立支援法違憲訴訟団と交わした「基本合意文書」(2010年1月)や総合福祉部会が提言した「骨格提言」(2011年8月)と大きな落差があり、抜本的な見直しが必要と考えます。  
 障害者総合支援法に対する貴党のご見解をお聞かせください。

**Q2-1 障害者総合支援法の見直しの範囲**

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途」とした検討の範囲は  
 ① 附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。  
 ② 附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。  
 ③ その他  
 ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
②附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。	記入なし	③その他	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。	②附則第三条に記載した事項に限定して検討するべきである。	①附則第三条に記載した事項に留まらず抜本的な見直しをするべきである。
法に基づいて検討を進めるべきであると考えます。ただし、その他に顕在化した課題が生じた場合は、それについての検討を拒むものではないと考えます。		附則第三条に記載した事項については、3年を目途に検討する必要があると考えます。その他の事項に関しては、同法の施行状況等を勘案しつつ、見直しが必要と思われる場合には、法改正を含め検討をするべきです。特に、難病の方たちへの支援は、障がい福祉の分野だけでなく、総合的な難病対策を推進する「難病対策基本法」の制定に向け取り組んでいます。				地域社会における共生の実現を目的とした新たな障害保健福祉施策を講じるために、早急に障害支援の区分の認定を含めた支給決定のあり方、意思決定支援の在り方、手話通訳者の派遣などについて結論を出す必要があるため。	

**Q2-2 総合福祉部会の「骨格提言」と見直しの方向性の関係**

障害者総合支援法の附則第三条にある「三年を目途」とした検討の方向性については  
 ① 総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。  
 ② 総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。  
 ③ 総合福祉部会の「骨格提言」とは、異なる観点から検討するべきである。  
 ④ ③を選択の場合、いかなる観点が必要かお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	記入なし	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	②総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。	②総合福祉部会の「骨格提言」を参考にしつつ、検討するべきである。	①総合福祉部会の「骨格提言」を尊重し、提言内容の具体化を検討するべきである。
「骨格提言」については、障害当事者の方の思いが詰まったものであり、これを段階的・計画的に実現していくことが重要であると考えています。							

**Q2-3 見直しの検討体制**

障害者総合支援法の附則第三条第2項では、「政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」とありますが、どのような措置が必要とお考えですか。  
 ① 障害者政策委員会で検討する。  
 ② 新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。  
 ③ 団体ごとヒアリングを行う。  
 ④ その他  
 ④を選択の場合、具体的な措置をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
④その他	記入なし	④その他	④その他	④その他	④その他	④その他	②新たに「障害者等及びその家族その他の関係者」を含めた検討委員会を発足する。
「骨格提言」の内容のうち、ただちに対応ができるものは障害者総合支援法に盛り込みましたが、検討に時間を要するものについては、法の施行(平成28年4月)後3年を目途に見直しの検討を行うことにしています。3年後見直しの具体的な検討の在り方については未定ですが、障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映させるために必要な措置を講ずるとされた法律の規則に沿って、対応したいと考えています。		障害者総合支援法の検討規定については、障害者政策委員会または新たに検討委員会を設置しての検討や、団体からのヒアリングなど、考え得る様々な手法を総合的に考慮しつつ、より障がい者、その家族、その他の関係者の意見を反映することができる現実的な体制について、検討していきたいと考えています。	①から③まですべて実施すべきだと思います。ただし、②については、検討委員会をつくるのではなく、当事者の参加を厚くしたいという趣旨で、①の障害者政策委員会の体制をさらに強化するという方向で実施するということもあろうと思います。	障害者政策委員会で検討や団体へのヒアリングは当然必要であり、当事者等が入った新たな検討委員会も一つの考え方ではあるが、委員会等が縦割りで連携していない現状に鑑み、直接当事者の意見を反映させる窓口機能を常設的に設けることが必要ではないか。			

3. 障害者差別禁止法について							
<p>障害者政策委員会差別禁止部会は、本年9月「『障害を理由とする差別の禁止に関する法制』についての差別禁止部会の意見」をまとめました。「合理的配慮」の不提供も差別であるとした部会案に基づいて、法案が策定されることを期待しますが、これに関する貴党のご見解をお聞かせください。</p>							
Q3-1 差別禁止部会案への評価							
<p>① 部会案に基づいた法案の制定に全面的に賛成する。          ② 部会案の考え方には一部修正すべき点があるが、それが修正されれば賛成する。          ③ 部会案の考え方には同意できない部分が多く、これに基づく法案には賛成できない。          ④ その他          ②～④を選択の場合、その理由もお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
④その他	記入なし	④その他	①部会案に基づいた法案の制定に全面的に賛成する。	①部会案に基づいた法案の制定に全面的に賛成する。	①部会案に基づいた法案の制定に全面的に賛成する。	④その他	①部会案に基づいた法案の制定に全面的に賛成する。
<p>障害者差別禁止法については、政府内の検討と平行して、民主党の障がい者差別禁止PTでも検討を重ねています。できるだけ障害者政策委員会差別禁止部会の意見を反映させる形の法案を策定したいと考えています。</p>		<p>公明党は、障がい者理由とした差別のない社会を目指す観点から、障がい者の権利擁護のために「障がい者差別禁止法」の制定を目指してきました。「部会案」の内容を参考としつつ、今後、党内で真摯に議論していきたいと考えています。</p>				<p>「過度な負担」の内容について、さらなる議論が必要である。</p>	

4. 障害者の政策への意見反映について							
<p>障害者権利条約の第四条第3項では「締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者(障害のある児童を含む。)を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。」(政府公定訳案、以下同じ)とあり、また「Nothing About Us Without Us」(私たちのことを、私たち抜きに決めないで)は、障害者権利条約制定における基本的な理念と言われています。</p> <p>私たち(障害者)に関わる政策及び計画は、障害者を対象としたものにとどまりません。政府が立案する「すべての政策及び計画」の対象には障害者が含まれています。そこで、「男女共同参画基本計画」において国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める女性の割合を数値目標と定めているように、「障害者基本計画」において、障害者の委員の割合を目標値として明記することが必要と考えますが、貴党のお考えをお聞かせください。</p>							
Q4-1 障害者に関わる審議会等の障害者割合							
<p>障害者基本計画に、障害者に関わる国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を</p> <p>① 50%以上との数値目標を明記する。          ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。          ③ 特に記載する必要はない。          ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
その他	記入なし	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	①50%以上との数値目標を明記する。	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。	②数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
<p>国、及び地域の障害者政策の立案段階から障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映できる仕組みが必要であると認識しています。障害者基本計画にどのように規定するかについては、今後検討します。</p>		<p>障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、昨年成立した改正障害者基本法は「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定めております。同法の規定を確かなものとするべく、障害者委員の参画をはじめ、障がい者の方々のご意見をより反映される方法を検討してまいります。</p>				<p>当事者の意見を反映させる必要があるため。</p>	
<p>社会構成員の全体的な意見集約が必要。</p>							

Q4-2 一般政策における審議会等の障害者割合							
<p>障害者基本計画に、すべての国・都道府県・市町村の審議会等委員に占める障害者の割合を</p> <p>① 5%以上(※)との数値目標を明記する。            ② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。            ③ 特に記載する必要はない。</p> <p>②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)            ※『平成24年版障害者白書』によると「およそ国民の6%が何らかの障害を有している」(p.19)とあります。しかしこの数値には、難病や知的な障害を伴わない発達障害者は含まれていません。ちなみにOECD(2003)の報告によると、労働年齢期間の人口総数に対する障害者の比率は、平均14%となっています。</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
記入なし	記入なし	③特に記載する必要はない。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	①5%以上(※)との数値目標を明記する。	③特に記載する必要はない。	② 数値目標は示さないものの委員に含めることを明記する。
国、及び地域の一般政策についても障害当事者、ご家族、関係者の方々のご意見を反映すべきであると考えます。それをどのように規定するかは、今後検討します。		先に述べました通り、障害者権利条約に規定される障がい者の意見反映のために、昨年成立した改正障害者基本法には「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」と定められています。公明党は、一般政策においても、障がい者の意見がより反映される方法を検討してまいります。				障害者に限らず広く国民を対象とした政策を審議する場であるため。	社会構成員の全体的な意見集約が必要。

5. 障害者の所得保障について
<p>日本障害者協議会では、障害者の所得保障の在り方について「障害者の所得保障と就労支援に関する2007年提言」を出しています。そこでは所得保障政策の基本的な考え方として、以下三点を提起しました。</p> <p>1. 成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止すること            2. 障害者であるか否かにかかわらず、勤労所得が最低生活水準に満たないすべての者に対応する、基礎的で普遍的な所得保障制度を確立すること            3. 障害ゆえの特別経費は個別的なニーズに基づき保障されること</p> <p>また、こうした考え方にに基づき、まず実行すべき政策として、次の三点を提起しています。</p> <p>1. 生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定すること            2. 住宅手当制度を創設すること            3. 障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設すること</p> <p>さらに緊急的な課題として、「障害基礎年金及び特別障害給付金の適用範囲を拡大し、所得保障を受けられない障害者をなくすこと」を提起しました。以上の政策について貴党のお考えをお聞かせください。</p>

Q5-1 成人家族への扶養義務制度廃止							
<p>家族の扶養に関する負担を軽減することが障害者の所得保障政策の大前提であり、そのため成人期障害者に対する家族の扶養義務制度を廃止することについて</p> <p>① 賛成である。            ② 反対である。            ③ どちらともいえない。</p> <p>②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
③どちらともいえない。	記入なし	③どちらともいえない。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。	③どちらともいえない。	③どちらともいえない。
成人した障がい者が地域で自立して生活していける福祉制度の構築が必要であり、サービス利用者負担は個人単位を原則とすべきであると考えます。今後、他の制度との整合性を含め、検討を進められると考えます。		障がい者家族の扶養に関する負担軽減につきましても、公明党は、皆さまからのご意見に基づき、障害者自立支援法の成人の障がい者について、障害福祉サービスの負担上限額を算定する際の所得段階区分を「個人単位」を基本として見直し、本人と配偶者のみを勘案することを政府に強く求め、実現をしてきました。成人期障がい者に対する家族の扶養義務制度につきましても、今後、福祉制度のあり方を含め、検討してまいります。		成人障がい者個人の所得をきちんと保障すべきだという趣旨には賛成だが、現在は障害者自立支援法の枠組みでも配偶者は含まれるものの家族全体の扶養義務はなくなっている。公助と共助とのバランスを考える中で、家族が負担軽減をすべきだが、民法改正も必要となるような全面的な扶養義務廃止には、総合的観点からの議論が必要だろう。		自立する個人を支援する観点から、成人期障害者への就労支援などが大切である。自立することが不可能な方へはしっかりとサポートする体制を整備すべきである。ただ、資産があり、高収入の世帯については国家財政に余裕がない現状では、一定の負担をお願いすることはやむを得ない。	家族の扶養義務を残し、可能な範囲でその義務を履行すべきです。

Q5-2 生活保護の扶養義務範囲の限定							
<p>生活保護法の扶養義務優先規定の改正、あるいは運用を改善し、扶養義務の範囲を「夫婦及び未成年の子の親」に限定することについて</p> <p>① 賛成である。 ② 反対である。 ③ どちらともいえない。 ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
③どちらともいえない。	記入なし	③どちらともいえない。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。	③どちらともいえない。	③どちらともいえない。
生活保護制度の見直しについては、政府内及び党内で検討を進めているところです。		公明党は、障がい者の所得保障の充実につきまして、障害基礎年金の引き上げ等を掲げてきました。生活保護については、障がい者の所得保障の観点のみならず、生活困窮者などに対するセーフティネット全体の中で、その在り方を検討することが必要であると考えます。したがって、生活保護法の扶養義務優先規定につきましては、生活保護制度をはじめ福祉制度全体の中で、そのあり方を議論してまいります。		生活保護については、制度の不備・不公平、年金その他施策との不整合などの問題を段階的に解消し、最終的には基礎年金や生活保護を統合した「ミニマムインカム」を創設すべきだと考えており、総合的な観点からの生活保護制度の見直しをする。		生活保護制度については抜本的な見直しが必要。  家族の扶養義務を残し、可能な範囲でその義務を履行すべきです。	

Q5-3 住宅手当制度の創設							
<p>施設からの地域移行を促進するために、障害者にとって使いやすい住宅手当制度を創設することについて</p> <p>① 賛成である。 ② 反対である。 ③ どちらともいえない。 ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
③どちらともいえない。	記入なし	①賛成である。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。	①賛成である。	③どちらともいえない。
施設や精神科病院に入所・入院している障害者の地域移行をさらに進める観点から、平成23年10月からグループホーム、ケアホームを利用している障がい者に対して、居住に要する費用の助成を行っています。今後とも、グループホーム、ケアホームの家賃負担の動向など制度施行後の状況を注視し、新たな制度の創設が必要かどうか検討します。		自公政権時代に与党でとりまとめた「障害者自立支援法の抜本的見直しに関する報告書」において、公明党の主張により「住宅手当の創設についての検討」が盛り込まれました。平成22年の障害者自立支援法改正において、グループホーム・ケアホーム利用者に対する住宅手当の創設を明記しました。また、公明党の「所得保障法案」では、福祉ホームへ対象を拡大することとしています。今後も実現へ向け取り組みを進めてまいります。		施設から地域移行を促進するため、昨年10月からグループホーム・ケアホームの家賃の助成がされており、着実に進歩していると考えます。		現在の制度をよりつかいやすいものとし、地域での共生を実現することは重要である。	

Q5-4 新たな障害給付制度の創設							
<p>障害基礎年金の支給水準の不足を補い、生活保護を受給しなくて済むための新たな障害給付制度を創設することについて</p> <p>① 賛成である。 ② 反対である。 ③ どちらともいえない。 ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)</p>							
民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
③どちらともいえない。	記入なし	①賛成である。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。
障害基礎年金は、全国民に共通した保障として、生活の基礎的な部分を保障するという観点から支給するもの。その水準は、基礎年金の中核である老齢基礎年金とのバランスに配慮して設定されています。年金制度全体の改革の議論の中で検討すべき事項だと考えます。		本年11月に成立した「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」において、新たな福祉的給付として「障害年金生活者支援給付金」を創設しましたので、今後着実に実施をしてまいります。		Q5-2で回答したように、「ミニマムインカム」を創設すべきと考えており、総合的な観点から、社会的弱者に配慮した所得再配分システムを構築していく。		障害者への自立支援を充実させることが何より大切です。自立することが不可能な方へはしっかりとサポートするべきである。なお、具体的な制度設計にあたっては政治と行政機関の役割分担をしっかりと行って取り組むべき。	

**Q5-5 特別障害給付金の適用拡大**

無拠出無年金障害者の救済制度としてスタートした特別障害給付金の適用範囲を拡大して、在日外国人を含むすべての無年金障害者を給付の対象とした制度にすることについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
③どちらともいえない。	記入なし	①賛成である。	①賛成である。	②反対である。	①賛成である。	②反対である。	③どちらともいえない。
一定年齢以上の外国人の方々が、障害基礎年金などを受給できず、様々な御苦勞を抱えていることを踏まえ、こうした方々に対する福祉的措置については、特定障害者給付金法に検討規定があることを踏まえ、今後検討していきます。				国民年金は、日本に住所を持つ外国人にも加入義務はあるが、過去の年金制度の不備からなる救済制度の適用範囲を在日外国人を含む全ての無年金障害者を対象とすることには、在日外国人にも多様な立場があるので一律に認めるのは適当でなく、日本国籍取得等別途手続により給付金を受給するのが原則と考える。		母国がまず責任を果たすべき。	慎重に検討すべきです。

**6. 障害者権利条約のモニタリング機関について**

障害者権利条約を批准するにあたって、第三十三条第2項の「この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」(モニタリング機関)が必要になりますが、これに関する貴党のご見解をお聞かせください。

**Q6-1 障害者権利条約のモニタリング機関**

障害者権利条約のモニタリング機関を障害者政策委員会とすることについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
記入なし	記入なし	①賛成である。	①賛成である。	①賛成である。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。
障害者差別禁止法案の内容について検討中であり、モニタリング機関をどのように規定するかについても、関係者のご意見をよく伺いながら決めたいと考えます。						具体的な制度設計にあたっては、政治と行政の役割分担をしっかりと行って取り組むべきであり、障がい者制度改革推進本部などで引き続き検討すべきと考える。	

7. 災害時の支援について

東日本大震災では、多くの住民が犠牲になりましたが、中でも特に障害者の死亡率が、総住民の2倍に上り、その多くが在宅生活をしている障害者でした。移動に障害があり、急な避難ができなかったことや、そもそも避難指示が情報として伝わっていなかったことなどが指摘されていますが、詳細な実態調査がなされていません(避難に関する問題は、原発事故の避難指示においても同様の問題が指摘されています)。

また避難できた人でも、避難所や、あるいは福祉避難所ですら障害特性への配慮がなされない中、被災した自宅に戻ったり、車中で生活せざるを得ない障害者がいました。さらにNPO等が障害者支援をするために現地で活動しようにも、個人情報保護法により外部団体への要援護者名簿が、南相馬市や陸前高田市を除いて、提供されませんでした。それは、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年策定)で、災害時に「明らかに本人の利益になるとき」に限定して、本人の同意なしに、関係機関への情報提供を認めています。その関係機関の例示に、障害者団体が明確に入っていないためと思われます。

これ以外にも様々な問題が明らかになりましたが、そのほとんどが現在でも改善されずに放置されています。貴党として、災害時における障害者支援について今回の災害の教訓をどう生かそうとお考えなのか、具体的な災害時要援護者への政策をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
<p>障害者等の被災実態、避難生活の実態の把握・検証を行い、災害時における支援について見直しを行っていくべきだと考えています。復興プロセス、防災対策の策定にあたっては、障害当事者、ご家族、関係者の方々のニーズを把握し、ご意見を反映できるようにします。</p>	<p>記入なし</p>	<p>昨年10月25日、公明党災害対策本部と党障がい者福祉委員会は、藤村官房長官に対し、「災害時における障がい者(児)支援と今後の防災対策に対する提言」を申し入れました。本提言は、障がい者団体より、東日本大震災を教訓に災害時の被災障がい者支援に必要な観点から寄せられた要望を基に取りまとめた内容となっております。今後も公明党は、災害時の障がい者支援について、着実に取り組んでまいります。</p>	<p>災害時の被災を最小限に食い止めるためにも、防災対策の予算増額をはかり、自治体や施設などの人員体制の強化をできるようにします。体育館などにエレベーター設置をすすめ、手話通訳者などの派遣体制を整えます。障害者が住む公営住宅、学校などの改修をすすめます。医療施設や福祉避難所の整備をおこない、高齢者や障害者の実態名簿を作成し支援プランをたてます。</p>	<p>災害時要援護者リストを自治体ごとにきちんと作成することを求めるとともに、個人情報保護法の適正な理解および、災害時の障がい者支援も含む抜本的な災害対策基本法の改正が必要であり、それに基づき防災基本計画が適切に地域ごとに作成されるべきである。</p>	<p>東日本大震災における障害者支援に関する実態調査を点検し、行政、障害者団体等と情報の共有化を図り、今後の支援計画を策定します。策定委員会には必ず、障害当事者を加え、その視点を反映させます。非常時に要援護者名簿が有効に活用できるようにします。復興計画においては、単に元の街にもどすのではなく、障害者にとっての防災の視点を含んだインクルーシブな街づくりを行っていきます。</p>	<p>いきすぎた個人情報保護によって障害者の方の生活が脅かされるのは、明らかにおかしい。早急に改善に取り組むべきである。</p>	<p>緊急災害時における障害者への対応については、このたびの東日本大震災の経験をいかして、新たな「ガイドライン」を早急に策定すべきです。特に、個人情報保護法のゆえに障害者の生命が守れないということは許されることではありませんので、集中した議論が必要だと考えております。</p>